

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	建築住宅課
根拠法令等	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)
<p>【改正の概要】</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）が施行されることに伴い、複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を徴収する等のため、この条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>【内容】</p> <p>（第1条） 複数建築物のエネルギー消費性能向上計画認定申請に係る手数料等の追加</p> <p>（第2条） 法改正に伴う条項ずれの整理</p>	
施行日	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（第2条の規定は、同法附則第1条第2号の政令で定める日）
<p>【その他参考事項】</p>	